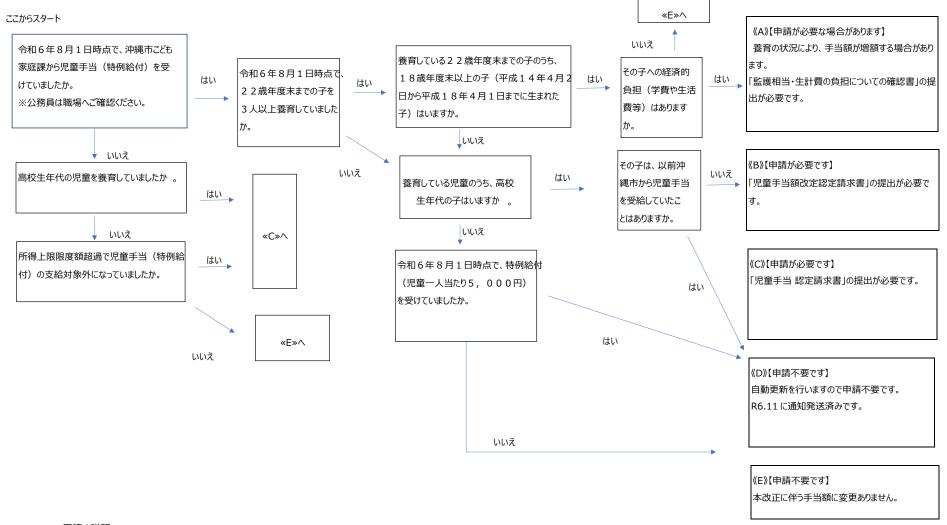
## 令和6年度 児童手当制度改正フローチャート

このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するか否かは、請求書等を審査した上で決定します。



## ◎用語の説明

- ・児童・・・・ 0歳から18歳までの児童(R6時点で平成18年4月2日以降に生まれた児童)
- ・高校生年代・・・・15歳から18歳までの児童(平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた児童)、高校に在学していない場合も含む。
- ・22歳年度末までの子・・・0歳から22歳までの子(平成14年4月2日以降に生まれた子)
- ※令和6年5月分(6月支給分)児童手当(特例給付)受給者のうち、令和6年度所得により令和6年6月分から同年9月分までの手当 (10月支給分)を受け取れない方においては、個別に児童手当資格消滅通知書と併せて8月上旬に勧奨通知を送付しています。